

春日井市市税等口座振替事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市税（国民健康保険税及び市民税と併せて賦課徴収する県民税を含む。）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の納期内納付の向上と自主納付体制の確立を推進するとともに、市税等を一時に全額納付することが困難な納付者が確実な納付計画に基づく分割納付を希望した場合の納付手続を簡素化し、納付者の利便を図るため、口座振替又は自動払込（以下「口座振替」という。）による市税等の納付について必要な事項を定めるものとする。

(対象税目等)

第2条 口座振替を実施する市税等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税（普通徴収分）
- (5) 介護保険料（普通徴収分）
- (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市が承認した納付計画に基づき分割納付される市税等

(取扱金融機関)

第3条 市税等の口座振替の取り扱いは、春日井市指定金融機関、春日井市指定代理金融機関、春日井市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）で行うものとする。

(対象者)

第4条 口座振替による市税等の納付のできる者は、取扱金融機関に

預金口座又は貯金口座（以下「預金口座等」という。）を有し、口座振替の申込みをし、当該取扱金融機関の確認を得た納付者とする。

（指定預金口座）

第5条 市税等の口座振替のできる預金口座等は、取扱金融機関における普通預金、当座預金、納税準備預金又は通常貯金の口座のうち納付者が指定したもの（以下「指定預金口座」という。）とする。

（申込手続）

第6条 口座振替による市税等の納付の申込みをしようとする納付者は、市税等口座振替依頼書（第1号様式）及び市税等口座振替届出書（第2号様式）を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の申込みがあったときは、その記載事項及び指定預金口座を審査し、適当と認めるときは、市税等口座振替届出書に受付日及び金融機関名を記入の上、市へ送付するものとする。

3 市は、前項の送付を受けたときは、第1項の申込者へ市税等口座振替確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

第7条 削除

（伝送データの伝送）

第8条 市は、口座振替を行う市税等に係る情報（以下「口座振替情報」という。）が記録された電磁的記録（以下「伝送データ」という。）を作成し、振替日又は払込日（以下「振替日」という。）の5営業日前までに、市が口座振替等の事務を委託する金融機関（以下「委託金融機関」という。）に伝送する。

2 委託金融機関は、前項の規定により受理した伝送データを編集し、振替日の4営業日前までに取扱金融機関に伝送する。

（振替日）

第9条 市税等の振替日は、納期限とする。

（口座振替の手続）

第 10 条 取扱金融機関は、振替日に指定預金口座から口座振替情報に記録された金額を払い出すものとする。この場合において、払い出した金額は、窓口扱いと同様に取り扱うものとする。

2 取扱金融機関は、振替又は払込（以下「振替」という。）完了後、振替日の翌日から 2 営業日までに、前項の規定により払い出した結果を伝送データに記録し、委託金融機関に伝送する。

3 委託金融機関は、前項の規定により取扱金融機関から集信した伝送データを編集し、振替日の翌日から 3 営業日までに市に伝送する。

（軽自動車税納税証明書の交付）

第 11 条 軽自動車税が口座振替により納付されたときは、軽自動車税納税証明書（継続検査用）を市が作成し、市税等口座振替の確認通知を受けた者（以下「口座振替納付者」という。）へ送付する。

（市税等口座振替不能分の取扱い）

第 12 条 取扱金融機関は、口座振替が不能となったときは、振替日の翌日から 2 営業日までに口座振替情報にその理由を記録して委託金融機関に伝送する。

2 同一の振替日に同一名義人の口座振替情報が 2 件以上ある場合には、振替可能な口座振替情報から口座振替を行うものとし、預金残高が口座振替情報に記録された金額に満たない場合には、口座振替は行わないものとする。

（市税等口座振替不能通知書及び納付書の送付）

第 13 条 市は、口座振替が不能となったものについて、市税等口座振替不能通知書及び納付書（第 4 号様式）を口座振替納付者に送付する。

（口座振替の一時停止）

第 14 条 市は、口座振替納付者から口座振替による市税等の納付が一時的に困難である旨の申し出があったときは、振替日の 3 営業日前

から1営業日前までの間（停止の取扱期間は取扱金融機関により異なる。）に市税等口座振替請求停止通知書（第5号様式）を取扱金融機関へ送付する。

（口座振替の契約の変更及び解約）

第15条 口座振替納付者が口座振替の契約を変更し、又は解約しようとするときは、市税等口座振替変更・解約届（第6号様式）を取扱金融機関へ提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の届があったときは、記載事項を確認し、市税等口座振替変更・解約届（春日井市保管用）（第7号様式）に受付日及び金融機関名を記入の上、市へ送付する。

3 市は、前項の送付を受けたときは、指定預金口座の変更の場合に限り、市税等口座振替確認通知書を第1項の届を提出した口座振替納付者に送付する。

4 市又は取扱金融機関が必要と認めたときは、口座振替を解約することができる。この場合において、取扱金融機関は、市税等口座振替変更・解約届を市へ送付する。

（預金口座等の変更）

第16条 第6条及び前条の規定にかかわらず、同一取扱金融機関内（支店間を含む。）の預金口座等の変更については、市税等口座振替変更・解約届及び市税等口座振替依頼書に代えて電子計算機様式リスト又は伝送データによることができるものとする。

（口座振替の開始、変更及び中止の時期）

第17条 口座振替による市税等の納付の開始、変更及び中止については、開始及び変更にあつては第6条第1項の規定による申込み又は第15条第1項の規定による変更の届を取扱金融機関に提出した日以後の直近の締切日に対応する振替日から、中止にあつては同条第2項の規定による解約の届を市が受理した日の属する月の翌月初日

から、その効力を生じるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、市税等口座振替事務の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定については、平成7年12月15日から施行する。
- 2 春日井市市税口座振替事務取扱要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成8年度以後の市税口座振替等について適用し、平成7年度分の市税口座振替については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市市税口座振替事務取扱要綱の規定に基づき調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市市税等口座振替事務取扱要

綱の規定に基づき調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定に基づき調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

(春日井市市税等分割納付口座振替事務取扱要綱の廃止)

- 3 春日井市市税等分割納付口座振替事務取扱要綱（平成 9 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定に基づき調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定に基づき調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市市税等口座振替事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。